

山口県報

平成28年
4月12日
(火曜日)

目次

- 告示
山口県水産試験場所属船の船舶旗章に関する告示の一部改正(水産振興課).....
- 公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....
- 選管告示
不在者投票のできる老人ホームの指定.....
- 雑報
県報の正誤(平成二十八年三月三十一日山口県条例第三十四号).....



山口県告示第百十五号

山口県水産試験場所属船の船舶旗章に関する告示(昭和五十五年山口県告示第八十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

「山口県水産試験場」を「山口県水産研究センター」に改める。

(二五二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十八年四月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年四月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年二月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 山口スマートコミュニティ支援センター
代 表 者 の 氏 名 高杉 英利
主たる事務所の所在地 山口市小郡下郷六〇七番地の六
- 三 定款に記載された目的
山口県民に対して、再生可能エネルギーの利用の推進に関する事業を行うことにより、スマートコミュニティの形成及び地域社会の質の向上に寄与すること。

(二五三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年四月十二日から同年八月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年四月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 アルク玖珂店
所在地 岩国市玖珂町一〇一四の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社ミコー食品 岩国市周東町上久原三三四の五 代表者の氏名
 住所 松田 清治
 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	変更に係る事項	変更前	変更後
(仮称)アルク玖珂店			アルク玖珂店

四 届出年月日
 平成二十八年三月三十一日
 五 変更年月日
 平成二十七年十一月二十七日

山口県選挙管理委員会告示第五十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成二十八年四月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

名称 所在地 指定年月日
 地域密着型特別養護老人ホームくすのき苑 周南市城ヶ丘三丁目六番一号 平成二八、三、二九



正誤
 平成二十八年三月三十一日山口県条例第三十四号(山口県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)

平成二十八年四月十二日印刷
 平成二十八年四月十二日発行

発行人 山口県庁
 山口県知事

ページ	行	誤	正
一四	左から	平成二十八年法律第...号	平成二十八年法律第十三号
一一	一	平成二十八年法律第...号	平成二十八年法律第十五号